

(その他)

第 11 条 本規程で処理できない場合は、その都度、本規程の趣旨を踏まえ、事務担当者が担当理事の許可を得て処理する。やむを得ない場合、事務担当者が、本規程の趣旨を踏まえて、本人との協議にて処理し、事後に担当理事の承認を得る。

(改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

別表 1 グリーン車料金

区分	グリーン車料金の支給
代表理事、顧問、相談役、参与	可
上記以外の理事、委員、事務局	原則として不可

別表 2 宿泊費 (1泊)

大都市	大都市以外
15,000 円	13,000 円

注) 大都市は、東京都及び政令指定都市とする。

別表 3 日当 (1日)

大都市	大都市以外
10,000 円	10,000 円

別表 4 委員会等出張手当 (1回)

同一市内 (都区内は同一市内として取扱う)	鉄路片道 100Km 相当以内	鉄路片道 100Km 相当を超えるもの
0 円	5,000 円	10,000 円

附則 本規程は 2021 年 11 月 27 日より施行する。

附則 (2022 年 3 月 16 日改正)

本規程は 2022 年 3 月 16 日より施行する。